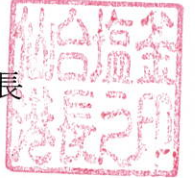


港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航行を禁止したので、同条第2項の規定により、公示する。

令和8年3月26日

仙 台 塩 釜 港 長



仙台塩釜港仙台区における航行の禁止について

仙台塩釜港仙台区内のENEOS第4棧橋北方海域において、油防除のため、オイルフェンス（長さ約130m）設置されたことに伴い、下記により船舶の航行を禁止（当該油防除作業に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期 間

令和8年3月26日午後0時30分から当分の間

2 区 域 (別図)

イ 北緯38度16分57秒、東経141度01分54秒

ロ 北緯38度16分56秒、東経141度01分57秒

ハ 北緯38度16分48秒、東経141度01分51秒

ニ 北緯38度16分52秒、東経141度01分50秒

の各点を結んだ海域

3 標 識

当オイルフェンスには、夜間の明示のため、簡易標識が設置されている。

仙台塩釜港仙台区

